

第 9 8 号 議 案

新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 26 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例

新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年新宿区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項中「並びに第 9 条の 6 第 1 項」を「、第 9 条の 6 第 1 項並びに第 16 条の 2 の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「、同項」を「、前項」に、「この項並びに」を「この項、」に改め、「第 9 条の 4 第 1 項及び第 3 項」の次に「、第 9 条の 6 第 1 項並びに第 16 条の 2 の 2 第 1 項」を加える。

第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 16 条の 2 の 2 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子その他区規則で定める当該職員の子を養育するため、1 日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、新たに子育て部分休暇を導入する必要があるため